

入札説明書

入札に参加する者は下記事項を熟知のうえ応札願います。この場合において、当該仕様書について、疑義がある場合は、令和7年6月10日（火）午後5時までに書面（FAX可）にて下記5に掲げる者に説明を求めることができます。

なお、入札後、仕様等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできませんので、了知願います。

1 公告日 令和7年5月13日（火）

2 競争入札に付する事項

(1) 契約事項の名称

農林業総合試験場農機具整備・保守点検業務

(2) 契約内容

別添仕様書のとおり

(3) 契約期間

契約日～令和8年2月27日

(4) 履行場所

福岡県筑紫野市大字吉木及び阿志岐 福岡県農林業総合試験場

3 入札参加資格(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加者をいう。以下同じ)

次の資格を有すること。

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（令和6年4月16日福岡県告示第244号）」に定める資格を得ている者（令和6年度競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

4 入札参加条件(地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ)

次の条件を満たすこと。

(1) 競争入札参加資格者名簿（物品）登載者で、次表に該当する者。

大分類	中分類	業種名	等級
05	09	機械器具のうち、農林水産機器に登載されている事業者	AA又はA

(2) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止措置要綱（平成14年2月22日13管達題66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者。

(4) 県内に事業所を有すること。

(5) 農業機械士、農業機械整備技能士等有資格者が対応することが可能であること。

(6) 落札者は契約の締結に当たって、業務委託契約書第20条第1項各号に該当しないこと及びこれに該当する者を下請人とししないこと等について誓約する誓

約書の提出をすること。誓約書を提出しない場合は、契約を締結しないものとする。

5 当該業務委託に関する事務を担当する部局の名称

福岡県農林業総合試験場 管理部会計課

〒818-8549 福岡県筑紫野市大字吉木587

電話番号 092-924-2898

FAX 092-924-2981

6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

7 契約書作成の要否

要

8 入札書及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札説明会

入札説明会は行わないものとする。

10 入札の日時、場所及び入札書の提出方法

(1) 日時

令和7年6月23日（月）午前10時00分

(2) 場所

福岡県農林業総合試験場 本館1階会議室

〒818-8549 福岡県筑紫野市大字吉木587

(3) 入札方法

ア 入札書（別紙様式）は、入札者又はその代理人が10の入札日時、場所に直接持参するか、事前に提出する場合は、郵便（書留郵便に限る。）又は直接持参によりウの受領期間に、5の部署に提出（期間内必着）すること。

イ 代理人が入札に参加するときは、委任状（別紙様式）を提出し、入札書には、会社名及び代表者名と代理人の氏名を併記すること。（押印不要）

ウ 事前に提出する場合の入札書の受領期間は、令和7年6月4日（水）から令和7年6月20日（金）までの毎日、ただし、県の休日を除く、午前9時00分から午後5時00分まで。

エ 入札書を、郵便により提出する場合は二重封筒とし、入札書を中封筒に入れ密封のうえ、当該中封筒の封皮に入札者氏名を記入する。外封筒の封皮には「6月23日開封＜農林業総合試験場農機具整備・保守点検業務委託契約＞入札書在中」と朱書きすること。

オ 入札書を、直接持参により事前に提出する場合は、入札書を封筒に入れ密封のうえ、当該封筒に「6月23日開封＜農林業総合試験場農機具整備・保守点検業務委託契約＞入札書在中」と朱書きすること。

カ 事前に提出する入札書の日付は、実際に持参する日付、又は郵送する日付を記入すること。（提出期限である6月20日以前の日付となる。）開札日6月23日を記入しないように注意すること。

(4) 入札書に記載する金額

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札参加者は消費税の課税業者であるか、免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する額を入札書に記載すること。

(5) その他

- ア 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について二重線で訂正すること。（入札書は押印不要であるが、もし、入札書に押印がある場合は、当該訂正部分に訂正印が必要となる。）
- イ 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。
- ウ 入札者が相連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたときは、当該入札を延期し、又は取りやめることができる。

11 入札保証金の納付等期日

(1) 現金により納付する場合

令和7年6月20日（金）午後1時～午後2時

※あらかじめ連絡の上、5の部局に直接持参すること。

(2) 入札保証保険契約書又は履行証明書による場合

ア 提出場所

5の部局とする。

イ 提出期限

令和7年6月20日（金） 午後5時00分

ウ 提出方法

直接（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。期限内必着）により提出しなければならない。その他の方法による提出は認めない。

12 開札

(1) 開札は、入札終了後、直ちに10の(2)の場所において行う。

(2) 開札した場合において、落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により、再度の入札を行う。再度の入札は、直ちにその場で行う。

郵便又は直接持参により事前に入札書を提出し、10の(2)の場所に入札者またはその代理人がいない場合は、再度の入札に加わることができない。

(3) 再度の入札を行っても落札者がいない場合は、再度の入札で有効な最低価格の入札書を提出した者と随意契約を行うことがある。

13 その他

(1) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他、県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。

(2) 入札に参加する者は、人権に関する法令を遵守するとともに、自社で人権侵害が発生しないよう予防措置を講じるなど、人権尊重に取り組むよう努めるものとする。

～入札までの流れ(補足説明)～

○入札説明会はありません。入札説明書をよくお読みください。

○入札書の提出方法について

提出方法については、農林業総合試験場に直接持参するか、郵送のどちらかです。その他の方法は認めていません。

郵送による提出の場合は、書留郵便によるものとし、提出期限日6月20日(金)午後5時00分までに必着です。その場合は、直接に提出する場合と同様の方法により、通常の封書にした入札書をさらに封書にし(二重封筒)、「6月23日開封<農林業総合試験場農機具整備・保守点検業務委託契約>入札書在中」と朱書きしてください。

直接に提出する場合は、封書にして氏名(法人名)及び「6月23日開封<農林業総合試験場農機具整備・保守点検業務委託契約>入札書在中」と朱書きしてください。

○入札書の日付と入札書の記名について

入札書を、入札者又はその代理人が入札日に直接持参する場合は、入札書の日付は6月23日。

事前に提出する入札書の日付は、実際に持参する日付、又は郵送する日付を記入すること。(提出期限である6月20日以前の日付となる。)開札日6月23日を記入しないように注意すること。

入札書の記名は、本県に登録されている代表者(又は委任を受けて登録してある支店長等)の名前となります。入札書の提出と同時に委任状が提出されているときは、委任された人の名前になります。

○入札等に関する質問及び回答について

質問は、令和7年6月10日(火)午後5時00分までに農林業総合試験場会計課へ必ず書面で行ってください(FAXも可)。

回答は、令和7年6月19日(木)午前10時00分までに農林業総合試験場受付に掲示します。

なお、入札方法等に関する一般的な質問は電話でもかまいません。

○入札参加申請書の提出

入札参加を希望する方は、入札参加申請書(別紙様式)を5月27日(火)午後5時00分までに農林業総合試験場会計課に提出していただきます。提出がない場合は、入札には参加できません。郵送の場合は、書留郵便としてください、

○入札書の書き方について

¥マークの横の頭金額、記名がない場合は無効となります。頭金額の訂正も不可です。(数字の書き間違いに注意すること。)金額は税抜きとなります。

○入札保証金

(1) 入札保証金の納付

見積金額(消費税及び地方消費税の額を含む。)の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を入札の際に、納付又は提供すること。

(2) 入札保証金の減免

次の場合は入札保証金の納付が免除される。

- ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上の保険金額とし、入札日以前から令和7年6月30日までを契約期間とするもの）を締結し、その証書（原本）を提出する場合。
- イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模（見積金額の2割に相当する金額より高い金額）の契約を2件以上誠実に履行したことを証明する書面「業務履行証明書」（別紙様式、当該発注者が交付した証明書）を提出する場合。
- ウ アの「入札保証保険証書（原本）」、イの「業務履行証明書」の提出期限の提出は、令和7年6月20日（金）とする。

○契約保証金

（1）契約保証金の納付

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。

（2）契約保証金の減免

次の場合は契約保証金の納付が免除される。

- ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（見積金額の100分の10以上の保険金額とし、契約締結の日から令和8年2月27日までを保険期間とするもの。）を締結し、その証書（原本）を提出する場合。
- イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模（契約金額の2割に相当する金額より高い金額）の契約を2件以上履行したことを証明する書面「業務履行証明書」（別紙様式、当該発注者が交付した証明書）を提出する場合。

○開札について

開札は、本人又は代理人として委任を受けている方が立ち会えます。代理人の場合は委任状が必要です。

当日は、名刺を持参し、提出してください。忘れていて本人であることの確認ができない場合は開札に立ち会えないことがあります。

○再度入札について

1回目の入札で落札者が無い場合は、その場で2回目の入札を行いますので、その際の準備をお願いします。

ただし、いずれの場合も1回目の入札を提出した者だけが2回目の入札に参加できますのでご注意ください。